

(平成22年5月12日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

和歌山国民年金 事案 573

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和29年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年6月から50年3月まで

申立期間当時、A市町村（現在は、B市町村）役場で臨時職員として勤務していたが、隣の席の人が国民年金の担当者であったことから、国民年金の説明を受けていたはずである。国民年金保険料の金額や納付方法についてははっきり覚えていないが、申立期間について納付済みであるはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月間と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料はすべて納付しており、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると昭和50年7月9日に払い出されており、その時点で、申立期間は過年度納付となることから、社会保険事務所（当時）が発行する国民年金保険料納付書により、本人が、国民年金取扱金融機関等で国民年金保険料を納付することが必要であるが、申立期間当時、A市町村では、通常の国民年金保険料の集金と同様に、集金人が過年度分の国民年金保険料を預かり、それを郵便局で振り込んでいたとの証言があることを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと考えても不自然では無い。

さらに、申立人が当時の集金人として名前を挙げている者が申立人の国民年金保険料を領収していたことが、B市町村が保管する申立人に係る国民年金手帳保管証の保険料納付領収記録欄の領収印から確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

和歌山国民年金 事案574

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月、同年3月及び2年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年 生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年2月及び同年3月
② 平成2年3月

20歳になってすぐに国民年金保険料の納付書が自宅あてに送られてきて、その後、毎月ほぼ決まった日に銀行の窓口で納付し、途中から口座振替で納付していた。納付漏れは無いはずであり、申立期間が未納になっていることに納得できないので、納付記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、2か月、1か月といずれも短期間であるとともに、申立人は、昭和 61 年 * 月の 20 歳到達月から平成 5 年 1 月に第 3 号被保険者となるまで、申立期間①及び②を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間①及び②当時、申立人の住所及び職業に変更は無く、生活状況に特段の変化は見られないことから、申立人が保険料を納付できない特段の事情も見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

和歌山国民年金 事案 575

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年6月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和43年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年6月から平成2年3月まで

社会保険事務所（当時）から昭和63年6月から平成2年3月までの期間の国民年金保険料が未納となっているとの回答をもらった。当時保険料を納付してくれていた母親は、「家を継いでもらわなくてはならない大事な息子に年金を掛けない事はない。申立人の申立期間の保険料については、集金人に私達夫婦及び次女の保険料と一緒に毎月納付していたはずだ。」と言っており、未納期間の国民年金保険料を納付するよう催促された覚えも無い。

申立期間が未納となっているのは間違いだと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親は、「申立期間当時から、申立人である息子の保険料は、私達夫婦及び次女の保険料と一緒に、毎月、集金人に納付していた。」と供述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年7月4日に払い出されており、また、オンライン記録によると、申立人の両親及び姉（次女）の申立期間における保険料はすべて納付済みである上、申立期間における保険料の納付状況が確認できる姉（次女）については、毎月、現年度納付されていることが確認できることから、申立人の申立期間における保険料は、両親及び姉（次女）の保険料と一緒に納付されていたと考えても不自然さは無い。

また、申立人の母が記憶している申立期間の国民年金保険料額（7,000円余り）は、当時納付すべき保険料額（昭和63年度7,700円、平成元年度8,000円）とおおむね合致していることが認められる。

さらに、申立期間は、22か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

和歌山厚生年金 事案 503

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和61年5月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 37 年 生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年4月1日から同年5月8日まで

社会保険事務所(当時)の記録によると、私のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和61年4月1日とされているが、同社には、56年4月1日から61年5月7日まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する昭和61年4月及び同年5月分の賃金支払明細書及びC厚生年金基金の加入員証の加入員資格の取得・喪失の記録、雇用保険の記録及びC健康保険組合の回答から、申立人は、A社B事業所に56年4月1日から61年5月7日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和61年3月の社会保険事務所の記録から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社B事業所が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失通知書により、同社が申立てどおりの資格喪失日の届出を行っていないことが確認でき、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和61年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

和歌山厚生年金 事案 504

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における資格喪失日に係る記録を平成3年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和43年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年2月28日から同年3月1日まで

私は、A法人を平成3年2月28日に退職したが、同法人が社会保険事務所（当時）に資格喪失日を同年2月28日と誤って届け出ていたため、同年2月が厚生年金保険に未加入となっているので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA法人が保管する賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人が同法人に平成3年2月28日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務の履行については、事業主は、納付したと主張するが、A法人が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日が平成3年2月28日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

和歌山厚生年金 事案 505

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を14万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 54 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 20 日

A社に勤務していた平成 17 年 7 月期の賞与について、給与明細書によると 14 万円が支給され、支給額に見合う額の厚生年金保険料を控除されていることが確認できるが、社会保険事務所(当時)の記録によると標準賞与額が 1 万 4,000 円とされており、実際よりも少なくなっている。

A社に確認したところ、当時、確かに賞与として 14 万円が支給され、厚生年金保険料も当該支給額に相当する金額が控除されていたが、経理担当者が賞与支払届の支給額を 1 万 4,000 円と誤って記載していたということが分かった。

以上のことから、平成 17 年 7 月期の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額については、14 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った標準賞与額で届出を行ったことを認めており、事業主が保管する申立期間に係る健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書において、決定後の申立人の標準賞与額が 1 万 4,000 円となっていることから、事業主は、上記の給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う賞与額を届け出て

おらず、その結果、社会保険事務所は、標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

和歌山国民年金 事案 572

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 60 年 12 月まで

私は、昭和55年度から60年度までの期間、妻と共に国民年金保険料の申請免除を受けていた。昭和59年か60年ごろかは記憶に無いが、市町村役場の職員が自宅に来て免除となっている保険料を追納するよう勧めたため、苦しい生活であったが、妻と共に毎月分割で納付した。追納したはずの保険料が免除と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料追納額について、夫婦それぞれ14万円から15万円であったと主張しているところ、当時、追納するのに必要となる保険料額は、一人当たり32万1,900円であり、申立人の主張とは大きく異なる。

また、A市町村役場が保管する消込ファイル一覧表において、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を追納した記録は確認できない上、社会保険事務所（当時）が保管する昭和58年4月から62年9月までの保険料領収済通知書において、申立人及びその妻に係る申立期間の保険料に係る当該通知書は確認できない。

さらに、オンライン記録において、申立人及びその妻は申立期間後の昭和61年度の国民年金保険料を昭和62年10月から63年8月にかけて、毎月過年度納付している事実が確認できるところ、申立人は、当該過年度納付を申立期間の保険料と記憶違いしているかもしれないと供述している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 498

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 14 年 生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 18 年 7 月初めから 25 年 3 月 31 日まで

私は、A 社 B 支部に昭和 18 年 7 月初めから 25 年 3 月 31 日まで勤務し、給与から住民税等を差し引かれていた記憶がある。同社 B 支部が解散する前に事務員から社会保険なども掛けていると聞いた覚えがあるが、加入記録が見当たらないので、厚生年金保険及び船員保険について調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社 B 支部に勤務していた者の紹介により入社し、陸上での仕事に加え、港内を船で移動し停泊していた船舶上での仕事もあったほか、申立期間の途中からは同社 B 支部が設立した別事業所でも勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A 社 B 支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び船員保険被保険者名簿において、申立人を同社 B 支部に紹介したとする者の氏名は見当たらない。

一方、申立人が A 社 B 支部と同時に勤務していたと申し立てている別事業所において、申立人は昭和 23 年 5 月 1 日から 25 年 4 月 28 日までの期間に被保険者となっているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を同社 B 支部に紹介したとする者と同じ氏名の者が 23 年 5 月 1 日から 25 年 4 月 28 日までの期間において被保険者となっていることが確認できるが同被保険者は住所不明であり、紹介したとする者は既に死亡していることから供述を得ることはできない。

また、申立人は A 社 B 支部の業務上の理由から、同僚とは互いに本名ではなく特別の呼び名を使用していたと供述しているところ、同社 B 支部に係る健康

保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間と同時期に被保険者資格のある者で連絡先が判明した 42 人のうち供述が得られた 29 人全員が、申立人及び申立人が従事していた仕事並びに呼称について記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除に関する供述は得られなかった。

さらに、申立人が記憶していた事務員二人と同姓の者が、A 社 B 支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び船員保険被保険者名簿で合計 7 人確認できたが、全員が死亡もしくは住所不明となっているほか、同社 B 支部は既に解散していることから申立人の同社 B 支部における勤務実態及び保険料控除に関する供述を得ることができない。

加えて、A 社 B 支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると同社 B 支部が厚生年金保険適用事業所となったのは、昭和 19 年 6 月 1 日で、同社 B 支部が厚生年金保険適用事業所でなくなる 25 年 5 月 31 日までの間において、申立人が被保険者資格を取得した形跡は確認できない。

なお、申立人は、「厚生年金保険だけでなく、船員保険についても調査の上、記録の訂正を希望する。」と申し立てているが、「船員手帳をもらったことは無い。」と供述している上、港のみを航行する船舶は船員法に定める適用船舶には該当せず、その船舶に乗り組む者は船員保険法の被保険者とならないことから、申立人は船員保険上の船員ではなかったものと判断され、申立人は、申立期間において、船員保険の被保険者であったと認めることはできない。

このほか、申立人の勤務実態及び保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 499

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年 生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年3月10日から同年7月1日まで
② 昭和35年12月3日から36年4月25日まで

申立期間①については、A氏所有船舶「B」に船長として勤務していた。

申立期間②については、C氏所有船舶「D」に船長として勤務していた。

以上のとおりであるので、申立期間について船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人がA氏所有船舶「B」に船長として昭和35年3月10日に雇い入れられ、同年7月1日に雇い止めされていることが確認できる。

しかしながら、船舶所有者名簿によると、上記船舶所有者が、当該期間において船員保険の適用事業所となっていた事実は確認できない。

また、上記船舶所有者は連絡先不明であるため、申立人の当該期間における船員保険料の控除について供述が得られない。

さらに、申立人が「B」における同僚として名前を記憶している機関士一人及び甲板員一人は既に死亡しているため供述が得られない。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人がC氏所有船舶「D」に船長として昭和35年12月3日に雇い入れられ、36年4月25日に雇い止めされていることが確認できる。

しかしながら、船舶所有者名簿によると、上記船舶所有者が、当該期間において、船員保険の適用事業所となっていた事実は確認できない。

また、上記船舶所有者は既に死亡しているため、申立人の当該期間における船員保険料の控除について供述が得られない。

さらに、申立人が「D」における同僚として名前を記憶している機関士一人及び甲板員一人は既に死亡しているため供述が得られない。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①及び②に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 500

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年 生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 42 年から 45 年まで

私は、昭和 42 年から 45 年まで A 市町村の B 社でクリーニング工場の工場長として申立期間勤務していた。その後一度辞めたが、45 年 8 月 1 日から再度同社に勤務した。社会保険事務所（当時）の記録によると、当初の入社時からいったん退職するまでの期間が、厚生年金保険に未加入となっているので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に B 社に勤務していたと述べている。

しかしながら、申立人の同社における雇用保険の被保険者記録は、オンライン記録における厚生年金保険の被保険者期間と一致しているほか、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間中に被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚から聴取したところ、一人は、「自分が入社したのは昭和 44 年 8 月であるが、申立人は私より後から入社してきた。」と供述しており、43 年 1 月から 45 年 4 月まで同社において勤務していた別の同僚は、「自分が勤務していた期間には、申立人は、働いていなかった。」と供述している。

また、申立人が記憶している同僚は、昭和 42 年 1 月 2 日から 62 年 2 月 21 日まで B 社において勤務していることが確認できるが、当該同僚は、「申立人が 2 年から 3 年ほど勤務したことは覚えているが、入社時期は覚えていない。」と供述している。

さらに、申立人の国民年金の加入状況を確認したところ、申立期間のうち昭和 44 年 4 月から 45 年 7 月までの期間は、国民年金の申請免除期間となっていることが認められる。

加えて、B社は既に解散しており、人事記録等の関連資料は無く、当時の事業主も死亡しているため、供述を得ることができず、このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 501

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年 生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 19 年 1 月 5 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 18 年 12 月 25 日に高校の精密機械科を繰上卒業して、19 年 1 月 5 日に A 社に正社員として入社し、同社 B 事業所で 20 年 8 月 20 日に退職するまで継続して勤務していた。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録によると、申立期間の厚生年金保険記録が見当たらないので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 社 B 事業所に勤務していたと供述している。

しかしながら、オンライン記録において、申立期間前後に A 社 B 事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、連絡の取れた 7 人からは、申立人が、申立期間に同社 B 事業所に勤務していたとする供述は得られなかった。

また、A 社が保管する厚生年金保険台帳によると、申立人の被保険者資格取得日は、昭和 19 年 6 月 1 日と記載されており、オンライン記録における申立人の被保険者資格取得日と一致している。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚及び上司について姓しか記憶しておらず、当該同僚及び上司を特定することが困難なため、これらの者から供述を得ることができない。

加えて、A 社では、厚生年金保険台帳を除き、申立人に係る資料は保管しておらず、申立人が申立期間において同社 B 事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 502

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 53 年 9 月 16 日から同年 10 月 1 日まで
オンライン記録では、A 社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和 53 年 9 月 16 日となっているが、私が所持する年金手帳によると、「被保険者でなくなった日」の欄には同年 10 月 1 日と記載されている。
申立期間の厚生年金保険記録について訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 社に勤務していたと述べている。
しかしながら、雇用保険の加入記録によると、申立人の A 社における離職日は昭和 53 年 9 月 15 日であることが確認できる。

また、A 社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失日は昭和 53 年 9 月 16 日と記載されているほか、同通知書が健康保険被保険者証を添付して、申立期間中の同年 9 月 20 日に社会保険事務所（当時）に提出されていることが確認できる。

さらに、複数の同僚から聴取したものの、申立人が申立期間に勤務していたとする供述は得られず、このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、オンライン記録から、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者期間中に加入記録が確認できる同僚 8 人に照会したところ、全員が、「自分の厚生年金保険の加入記録は、勤務期間と合っている。」と回答していることから、同社における厚生年金保険に係る事務手続に不自然さはみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人から提出された年金手帳の「被保険者でなくなった日」の欄に昭和 53 年 10 月 1 日と記載されていることについて、当該日付が記載された経緯は不明であり、当該日付をもって、申立人の A 社における資格喪失日が同日であると認めることはできない。